

## 富士見台児童クラブの跡地利用に係るサウンディング型市場調査実施要領

### 1 目的

静岡県富士市では、一部の小学校区において、放課後児童クラブを利用する児童が増加傾向にあり、手狭な施設については、学校の余裕教室等の活用した施設整備を基本として、保育スペースの確保に努めております。

今年度については、富士見台児童クラブ(小学校敷地外専用施設)について、9月中旬以降に富士市立富士見台小学校内に移転することを予定していることから、当該専用施設の購入希望・賃借希望と併せて、富士市の活性化につながる利用方法についての提案や要望を広く求めるサウンディング型市場調査を実施します。

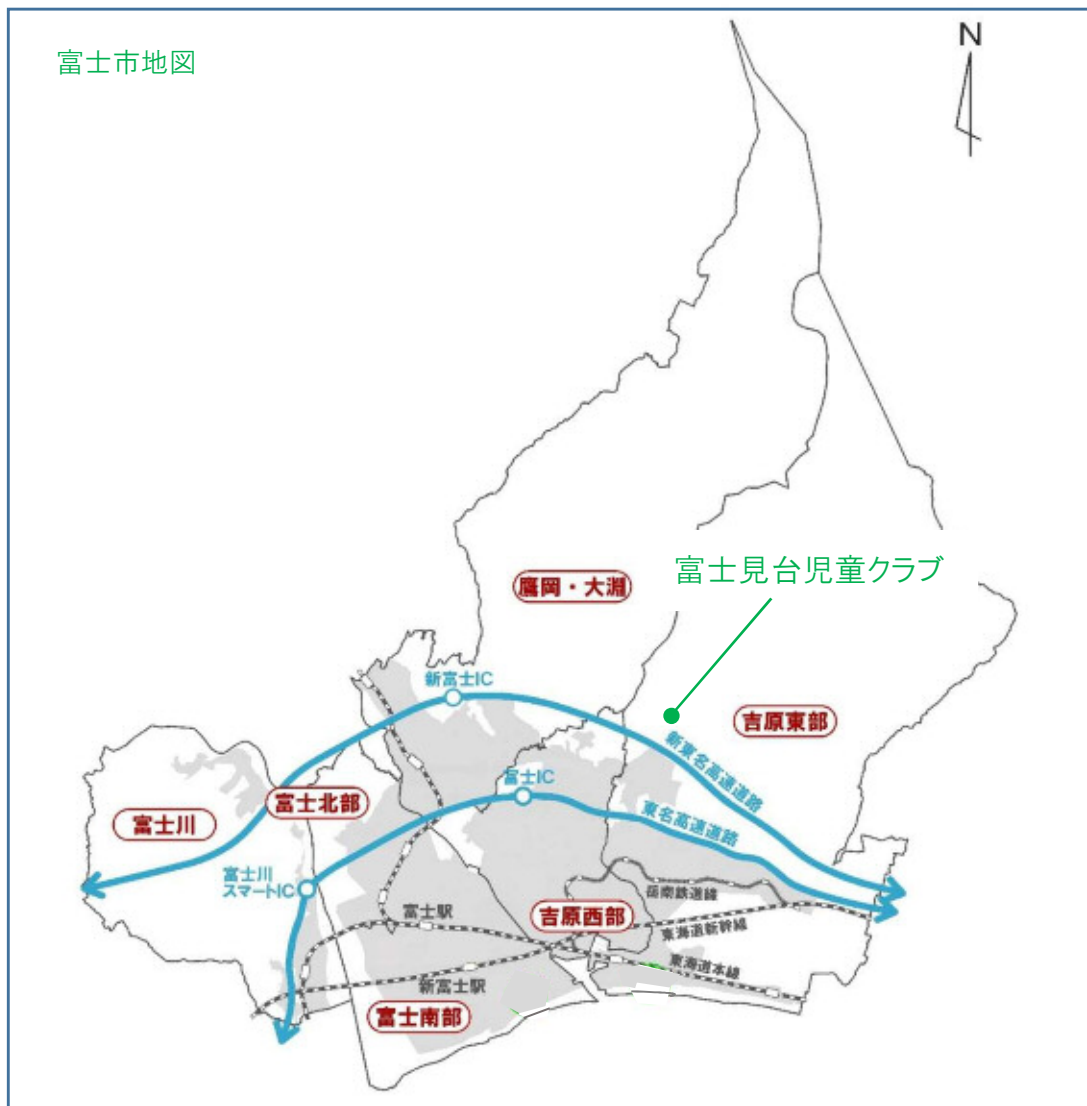
### 2 対象施設

施設名	富士見台児童クラブ
所在地	静岡県富士市富士見台6丁目1-2
開設年月日	平成5年12月3日
用途地域	第一種低層住居専用地域
面積	用地 246.38㎡、建物 102.06㎡
構造	軽量鉄骨平屋建
処理供給設備の状況	電気あり(東京電力)、上下水道あり(市水)、ガスあり(プロパンガス)

### 3 調査のスケジュール

内容	時期
調査の実施の公表(募集開始)	令和2年8月7日(金)
現地見学会(希望者のみ)	令和2年8月21日(金)
提案・要望の募集締め切り	令和2年8月31日(月)
調査結果の公表	令和2年9月30日(水)

#### 4 対象施設の位置図



#### 5 対象施設の概要

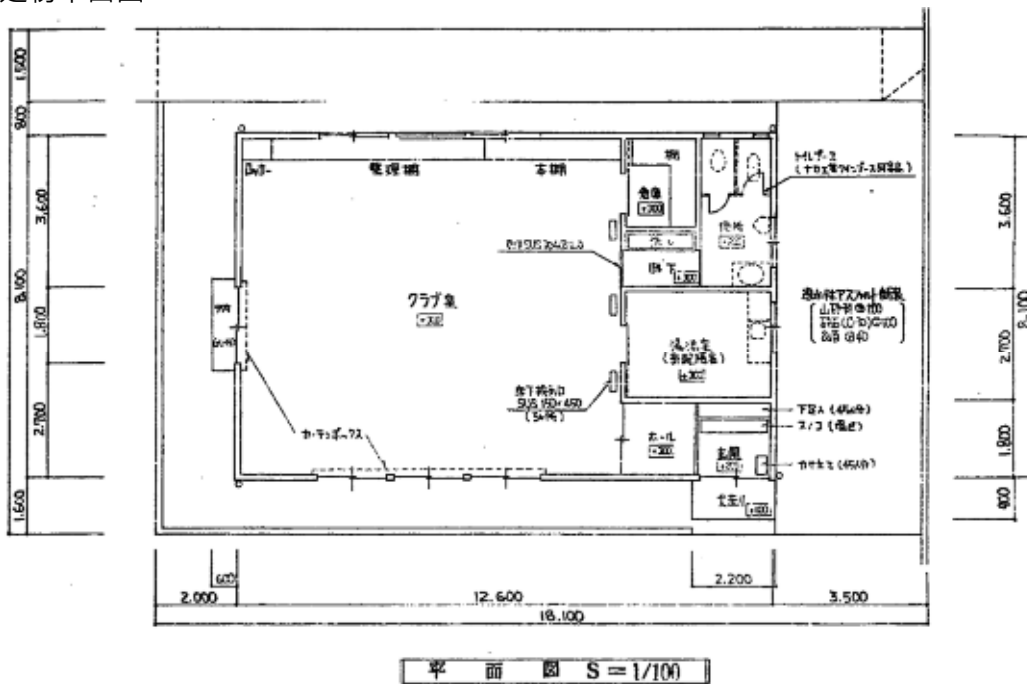
○外観



○敷地及び建物配置図



○建物平面図



6 調査の実施

(1) 調査の参加資格

民間企業、社会福祉法人、学校法人、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体、個人  
ただし、次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する者は調査に参加することができません。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定する者。

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく破

産手続開始の申立てをしている者。

(ウ)役員等(業務を執行する役員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者。

(エ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。

(オ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

(カ)役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

## (2) 調査参加の申込

調査の参加を希望する者は、別紙「参加申込書」(富士市ウェブサイトからもダウンロード可)に、必要事項及び提案等を記入し、郵送、FAX、電子メール又は直接持参により、募集期間内に子ども未来課まで提出ください。

### ○募集期間

令和2年8月7日(金)～令和2年8月31日(月) 午後5時まで

### ○参加申込先

富士市役所 福祉子ども部 子ども未来課 子ども政策担当

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

Fax:0545-55-2731 Mail:fu-kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp

## (3) 現地見学会(事前申込制・希望者のみ)

調査の参加を希望する者を対象に、現地見学会を開催します。

現地見学会は、事前申込制となりますので、子ども未来課まで連絡ください。

### ○日程等

令和2年8月21日(金) 午後1時30分～

### ○事前申込先

富士市役所 福祉こども部 こども未来課 こども政策担当

電話:0545-55-2731 Mail:fu-kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp

#### (4) 提案・要望に対するヒアリング

「富士見台児童クラブの活用の提案・要望書」の受付後、提案・要望内容に関するヒアリングを実施します(実施日時及び会場は、調整の上、後日連絡します)。

○ヒアリング実施期間

令和2年9月2日(水)～令和2年9月4日(金)

○ヒアリング所要時間

1者あたり1時間程度

#### 7 調査結果の公表

調査結果については、令和2年9月30日(水)に富士市ウェブサイトで公表します(予定)。

公表にあたりましては、事前に調査参加者に連絡し、参加者等の名称は公表いたしません。

#### 8 その他

##### (1) 調査に係る費用

調査の参加に要する費用は参加者の負担となります。

##### (2) 跡地活用策の決定

調査の結果を踏まえ、必要度・緊急度・費用などを総合的に判断し、施設の跡地活用策について決定します。

#### 【問い合わせ】

富士市役所 福祉こども部 こども未来課 こども政策担当

電話:0545-55-2731 Fax:0545-55-2956

Mail:fu-kodomomirai@div.city.fuji.shizuoka.jp